

## 会議録

会議の名称	平成21年度第3回西東京市消防委員会
開催日時	平成21年10月16日（金曜日） 15時30分から17時25分まで
開催場所	西東京市防災センター 災害対策本部室
出席者	中野委員長、蓮見職務代理、柏木委員、櫻井委員、原田委員、村田委員、高橋委員、長谷川委員、 事務局：河村危機管理室長、長谷川主査
議題	1 第6回西東京市消防団ポンプ操法大会について 2 西東京市消防団員確保に向けた方策について 3 消防団員OBの活用について
会議資料の名称	資料1 第6回西東京市消防団ポンプ操法大会について 資料2 諮問事項 1消防団員確保に向けた方策について 資料3 西東京市消防団条例（抜粋） 資料4 各市の消防団員の任命等についての調査報告書 資料5 西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋） 資料6 諮問事項 消防団員OBの活用について 資料7 各市の女性消防団員
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>中野委員長： 挨拶</p> <p>中野委員長： 議題1 第6回西東京市消防団ポンプ操法大会について 事務局に説明を求める。</p> <p>事務局： 資料1に基づいて説明する。</p> <p>中野委員長： 消防団員の訓練成果を見学してください。 議題2 西東京市消防団員確保に向けた方策について 事務局に説明を求める。</p> <p>事務局： 資料2・3・4・5に基づいて説明する。</p>	

中野委員長：

消防団員の市内在勤者の任用について意見等がありますか。

桜井委員：

在勤を認めた場合、遠くに居住していると団活動に支障があると思われるので、西東京市に隣接している区域であれば良いのではないかと。

村田委員：

在勤を認めることに異論がないが、近隣についての定義付けが必要である。

桜井委員：

在勤を認めた場合、在勤が昼間だけでの活動で良いのか、また、夜も活動してもらうかによって違う。単なる欠員補充のため、昼間だけの活動でも良いと認めるのか。

蓮見委員：

近隣市という表現について、夜も出勤することがあるので、隣接市が良いのではないかとのことですが、隣接市と定めた時に少し離れた場合の居住に問題が生じかねないので、近隣という言葉で収めた方が、間口が広がるように感じる。

長谷川委員：

企業の位置づけについて、分団の区域内で企業に団員の募集の依頼は可能と思われるが、他の分団区域の企業への依頼は難しいと思う。

団員もサラリーマン化して市外に勤めている方も多く、昼間の災害に対応できない方もいる。

市内の企業にお願いした場合において、昼間の出勤に協力が得られるのでしょうか。

中野委員長：

現状の団員数から見て、在勤者を定数の1割くらいの募集が可能と思われる。

現状においては、市内在住の団員が減少している状況である。

市内在勤者の中には消防に理解がある人がいるので、夜間は難しいが昼間は協力できるという方が必ずいる。

在勤者を認めることにより、消防団員が増え活性化されると思う。

蓮見委員：

市内には、小さな工場等も多くあるので、消防団員募集の文書などを配布すれば、小さな工場や商店も協力してくれることは十分あり得る。

中野委員長：

消防団の行事や地域の集まりなどで、団員がPRすることも大切である。

高橋委員：

在勤者で消防団に志がある方は、居住地で既に消防団に入っているのではないかと。

原田委員：

そのような可能性もあり得るので、重複しないようにしなければならない。

柏木委員：

大方のサラリーマンの方は、寢床として帰っているだけで、24時間の大半は在勤の場所で過ごしている意識があると思うので、在勤場所が中心と思えば在勤場所の方に目が向いて入ってくれる可能性が高い。

条例の条文については、在勤との表現にとどめ、個々の事例で対応を図っていけば良いし、区域については隣接に等を付けるなど柔軟に対応できるようにすれば良い。

中野委員長：

表現を難しくしないで、在勤者を認めるとのことで、分団が団員を募集するにあたり、分団においても在勤について善し悪しの意見がでると思うが、細かく規定してしまうと入団に障害がでてしまう恐れがある。

蓮見委員：

企業に関しては、北町方面には、西武鉄道がある。

柏木委員：

西武鉄道などの大きな企業には有事の際に、対処しなければという心構えがある。

蓮見委員：

若い社員の経験を積む場として、消防団に来ていただければ良い。

中野委員長：

会社が認めていただければ、社員の中に理解のある人が多い人なので、入団も可能と思いますが、現段階では、企業等への勧誘をしなくても確保できる状況と考える。

原田委員：

条件として、市内在住及び市内に在勤ということですね。

中野委員長：

この様な条件で良いと思いますが、各委員いかがでしょうか

各委員：

異議なし

中野委員長：

異議なしとの事ですので、市内在住及び市内に在勤ということで答申案を作成してください。

次に、市職員が入団した場合は、報酬は支給されないとのことですが、支給の有無について皆様に意見を伺いたい。

原田委員：

この問題について、支給するように答申した時に、支給可能になるのか。

中野委員長：

消防団の士気に関わることで、支給の方向で答申した場合は、検討していただけるのではないのでしょうか。

長谷川委員：

現在の消防団員で市職員の数は何人ですか。

事務局：

1人です。

柏木委員：

第7条については、他の委員についても含めての規定ですので、難色が出る可能性があるのではないかと。

2条10号の消防団員ではという所を、考慮した方が良くと思うので、ただし書きで検討してはいかがかと。

櫻井委員：

団員だけに規定ということですね。

柏木委員：

そうです。

蓮見委員：

資料によると、小金井市と西東京市が支給されないとのことですが、他の市の条文も同じなのでしょうかと。

もし支給しているのであれば条文に付け加えれば良いと思うが。

事務局：

「重複の禁止」と「支給しない」との規定が、他市にはありません。

蓮見委員：

この7条と同じものが無いのですか。

事務局：

無いです。小金井市も当市も支給しないと規定されているので、支給できないのです。

長谷川委員：

合併時に職員が、非常勤職を兼ねる時には、報酬を支給しないと定めた。

中野委員長：

この報酬については、職員である団員の士気にも関わることでありますので、支給の方向で答申案を作成するというところでどうでしょう。

各委員：

異議なし

中野委員長：

異議なしとの事ですので、職員にも報酬の支給をするとの事で答申案を作成してください。

中野委員長：

議題3 消防団員OBの活用について  
事務局に説明を求める。

事務局：

資料6に基づき説明する。

中野委員長：

各委員ご意見がありますか。

原田委員：

桜花会は消防団のOB団体ですよね。

中野委員長：

副分団長以上の職を経験され退団した方で組織された団体です。一般団員も役員の承認があれば入れます。

原田委員：

各分団にOB会があった方が、活動がさらに活発になる。  
退団した後に入りやすいと思う。

中野委員長：

現状ですと桜花会主体に活動をしている。原田委員の意見はとても理想的で望ましいと思います。

各分団がOB組織を作っていたらとても良い。

蓮見委員：

私の属していた分団でOB会を作ろうと話があり、OBはどこまでの範囲までということになり、ある程度の範囲で区切りさせてもらい20人程集まりました。

西東京市全体のOB会であれば一定の範囲で区切れるが、分団ですと色々な事情があるので難しいのではないかと。

村田委員：

一定の範囲での区切りについては、必要と感じます。

地元の人々の大切なところは、その地域の情報を持っていることなのです。

中野委員長：

最初は大災害時において、分団に支援をただける方を登録していただく。

登録される方が多くなれば時期等を考慮しつつ考えればよい。

集まらないうちから規則だけ先行するのもいかなものかと思うので、大災害時のみ分団に支援できる方を募集する方向でいかがでしょう。

原田委員：

防災組織の拠点として作っていける。

蓮見委員：

OB会の活用は大切ですし、募集をする方法がネックです。  
桜花会が主体となってある程度の方向性を見出せば良いのでしょうか。

中野委員長：

桜花会は先導役ですね。

櫻井委員：

桜花会の場合は、副分団長以上の経験者が対象となっているが、OB会は一般団員も対象とのことです。

中野委員長：

その様になります。

村田委員：

最低限の傷害保険等は決めておかなければならない。

中野委員長：

当然だと思います。傷害保険には加入することで考慮しましょう。  
また、概ねの人数ですが、各分団10名くらいは集まるでしょうか。

蓮見委員：

十分ではないでしょうか

中野委員長：

装備品ですが、ヘルメットとベストのようなものが必要と思いますが。

柏木委員：

ある程度目立つ様な工夫が必要だと思います。

蓮見委員：

ヘルメットやベストが入る小袋もあればよい。

中野委員長：

消防団員OBの活用について、大災害時に協力していただけるOB団員対象とする。  
希望制登録として、登録したOB団員には保険の加入及びヘルメット並びにベスト等を支給することの答申でよろしいでしょうか。

各委員：

異議なし

中野委員長：

次に、女性消防団について意見を伺います。  
女性消防団員がいる各市の状況は、ほとんどが本部付きのようです。  
女性消防団員が入団することによって活性化するかどうか、魅力ある消防団になる前提のもとで女性消防団が各地で話題になっていると思う。女性消防団員も一般団員というこ

とよりも、本部付きで広報などの行事等の宣伝を主体にさせていただくほうがよいと思う。西東京市でも女性消防団員を採用するか審議をしていただきたい。

村田委員：

この問題は、答申されるのですか

中野委員長：

できれば今回の答申に盛りたいと思います。

いまこの問題も注目されていますので、西東京市だけ取り残されてもいかなものかと思料されますが。

事務局：

条例の定数問題もあります。

中野委員長：

定数の中に含めるか、また女性を別枠で考えるかですが。

村田委員：

現在定数に対し22名の不足が生じているが、不足人数を女性が入団してくれるかが問題である。

蓮見委員：

形としては定数を見直さなければよくないですよ。1分団20名で240名の本部4の定数244にしているのでしょうか。

村田委員：

1個分団20名とはなっていない。条例上でも定数のみであります。

中野委員長：

来期が定数を満たしていれば良いのですが、募集しても欠員が生じてしまうので門戸を広げるために女性も認め本部付き入団させればよいのでは。

蓮見委員：

時代の流れでは女性消防団員も必要になってきているので、西東京市ではいつにするかという問題だと思う。

女性消防団員の入団に反対する方はいないと思うが、時代の流れとしては、各消防団にも女性が入団する方向で進んでいる事と思います。

今回、答申して良いものかということと、今の消防団の現状について、募集をして集まった状態の中で、現状の消防団の中で活動等が大丈夫なのかが気になる。

柏木委員：

特別区は、男性の方も高齢者の方が多く、活動も後方支援等が主な作業です。女性が入団しても、現場活動ではないと思いますが、広報活動で目を引く方もおられる。

女性の可搬ポンプの扱いの訓練はしていますが、現場で活動しているかは定かではない。

応急手当の普及や防火診断などは、女性が向いているため、評判はとてもよい。

長谷川委員：

蓮見委員が団長時代に、練馬区で消防団に入っていた女性が西東京市に転入してきて消防団に入りたいと窓口に来られた。柏木委員が言われたように可搬ポンプの経験はあるとのことでしたが、多摩地区はポンプ車操法ですのでホースの太さが違うことや操作方法を説明したところできないとのことでした。

村田委員：

募集するのであれば本部付で、広報、操法大会のアナウンス、司会進行などの活動になる。

分団に入団するという点については、設備的に対応ができている分団は1個しかない。できるのであれば本部付きで検討した方が良いのではないかと。

事務局：

現団の任期がもう1年ありますので、採用する場合は任期替えの年が良いのではないのでしょうか。

もう1年この委員会で検討を加えていく形にすれば、良いのではないのでしょうか。

原田委員：

検討の余地が十分あるので、検討を重ねた方がいいです。

中野委員長：

切り替えまであと1年ありますので、女性消防団員の入団に関しては異論がないようですので、内容を検討して結論をだしたいと思いますがいかがでしょうか

各委員：

異議なし

中野委員長：

議題4 その他  
何かございますか

村田委員：

今年度、第6分団のポンプ車が9月に新車となり、来年の2月には、第4分団のポンプ車が納品される予定であります。

来年度には、第1、第2分団のポンプ車が更新予定であります。

また、詰所のことですが、8分団についての経過は事務局から説明をお願いします。

事務局：

8分団の詰所については、現在借地に建てられていますが、検討を重ねた結果、現在の所で建て替えを実施することで、土地所有者に内諾も得られましたので、来年度から建替えで準備を進める予定であります。

9分団については、近隣で公園の整備を行う予定がありますので、それに合わせて整備していきたいと検討しています。

第4分団については、市有地ですが、現在の場所では面積的に難しいので適地があればそ

ちらの方向で検討したい。

中野委員長：

詰所に関しましては、適宜進めてください。

他に無いようなので、第3回西東京市消防委員会会議を終了する。